

## 少子化社会対策大綱（概要）

～結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現をめざして～

- 少子化社会対策基本法に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針
- 年度内の策定が「骨太2014」において決定されており、平成16年、22年に続き、今回は3回目

＜少子化社会対策基本法＞（平成15年法律第133号）  
（施策の大綱）

第7条 政府は、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱を定めなければならない。

### I はじめに

- 少子化は、**個人・地域・企業・国家に至るまで多大な影響**。社会経済の根幹を揺るがす危機的状況
- 少子化危機は、解決不可能な課題ではなく、**克服できる課題**
- 直ちに**集中して取り組む**とともに、**粘り強く少子化対策を推進**
- 結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会**の実現に向けて、**社会全体で行動を起こすべき**

### II 基本的な考え方 ～少子化対策は新たな局面に～

- (1) 結婚や子育てしやすい環境となるよう、**社会全体を見直し、これまで以上に対策を充実**
- (2) **個々人が結婚や子供についての希望を実現できる社会をつくる**ことを基本的な目標  
※個々人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることがあってはならないことに留意
- (3) 「結婚、妊娠・出産、子育ての**各段階に応じた切れ目のない取組**」と「**地域・企業など社会全体の取組**」を両輪として、きめ細かく対応
- (4) 今後5年間で「**集中取組期間**」と位置づけ、IIIで掲げる**重点課題**を設定し、政策を**効果的かつ集中的に投入**
- (5) **長期展望**に立って、**子供への資源配分を大胆に拡充**し、継続的かつ総合的な対策を推進

### Ⅲ 重点課題

#### 1. 子育て支援施策を一層充実

##### ○「子ども・子育て支援新制度」の円滑な実施

- ・財源を確保しつつ、「量的拡充」と「質の向上」
- ・都市部のみならず、地域の実情に応じた子育て支援に関する施設・事業の計画的な整備

⇒27年4月から施行。保育の受け皿確保等による「量的拡充」と保育士等の処遇改善等による「質の向上」

⇒地域のニーズに応じて、利用者支援事業、地域子育て支援拠点、一時預かり、多様な保育等を充実

⇒今後さらに「質の向上」に努力

##### ○待機児童の解消

- ・「待機児童解消加速化プラン」「保育士確保プラン」

⇒認定こども園、保育所、幼稚園等を整備し、新たな受け入れを大胆に増加。処遇改善や人材育成を含めた保育士の確保

⇒29年度末までに待機児童の解消をめざす

##### ○「小1の壁」の打破

- ・「放課後子ども総合プラン」

⇒小3までから小6までに対象が拡大された放課後児童クラブを、31年度末までに約30万人分整備

#### 2. 若い年齢での結婚・出産の希望の実現

##### ○経済的基盤の安定

- ・若者の雇用の安定

⇒若者雇用対策の推進のための法整備等

- ・高齢世代から若者世代への経済的支援促進

⇒教育に加え、結婚・子育て資金一括贈与非課税制度創設

- ・若年者や低所得者への経済的負担の軽減

##### ○結婚に対する取組支援

- ・自治体や商工会議所による結婚支援

⇒適切な出会いの機会の創出・後押しなど、自治体や商工会議所等による取組を支援

#### 3. 多子世帯へ一層の配慮

##### ○子育て・保育・教育・住居などの負担軽減

⇒幼稚園、保育所等の保育料無償化の対象拡大等の検討や保育所優先利用

##### ○自治体、企業、公共交通機関などによる

##### 多子世帯への配慮・優遇措置の促進

⇒子供連れにお得なサービスを提供する「子育て支援パスポート事業」での多子世帯への支援の充実の促進

#### 4. 男女の働き方改革

##### ○男性の意識・行動改革

- ・長時間労働の是正

⇒長時間労働の抑制等のための法整備、「働き方改革」

- ・人事評価の見直しなど経営者等の意識改革

⇒部下の子育てを支援する上司等を評価する方策を検討

- ・男性が出産直後から育児できる休暇取得

⇒企業独自の休暇制度導入や育休取得促進

##### ○「ワークライフバランス」・「女性の活躍」

- ・職場環境整備や多様な働き方の推進

⇒フレックスタイム制の弾力化、テレワークの推進

- ・女性の継続就労やキャリアアップ支援

⇒「女性活躍推進法案」

#### 5. 地域の実情に即した取組強化

##### ○地域の「強み」を活かした取組

- ・地域少子化対策強化交付金等により取組支援

- ・先進事例を全国展開

##### ○「地方創生」と連携した取組

- ・国と地方が緊密に連携した取組

## IV きめ細かな少子化対策の推進

### 1. 各段階に応じた支援

#### ○結婚

- ・ライフデザインを構築するための情報提供  
⇒結婚、子育て等のライフイベントや学業、キャリア形成など人生設計に資する情報提供やコンサル支援

#### ○妊娠・出産

- ・「子育て世代包括支援センター」の整備  
⇒妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談支援を提供するワンストップ拠点を整備し、切れ目のない支援を実施
- ・産休中の負担軽減  
⇒出産手当金による所得補償と社会保険料免除
- ・産後ケアの充実  
⇒産後ケアガイドラインの策定検討
- ・マタニティハラスメント・パタニティハラスメントの防止 ⇒ 企業への指導の強化・徹底
- ・周産期医療の確保・充実等

#### ○子育て

- ・経済的負担の緩和 ⇒幼児教育の無償化の段階的实施
- ・三世同居・近居の促進 ・小児医療の充実
- ・地域の安全の向上 ⇒子供の事故や犯罪被害防止
- ・障害のある子供、貧困の状況にある子供など様々な家庭・子供への支援  
⇒障害のある子供への支援、子供の貧困対策、ひとり親家庭支援、児童虐待防止

#### ○教育

- ・妊娠や出産に関する医学的・科学的に正しい知識の教育 ⇒ 教材への記載と教職員の研修

#### ○仕事

- ・正社員化の促進や処遇改善
- ・ロールモデルの提示  
⇒就労する・しない、子供を持ちながら働き続ける、地域で活躍を続ける等のロールモデルの提示
- ・「地方創生」と連携した地域の雇用創出

### 2. 社会全体で行動し、少子化対策を推進

#### ○結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会づくり

- ・マタニティマーク、ベビーカーマークの普及
- ・子育て支援パスポート事業の全国展開

#### ○企業の取組

- ・企業の少子化対策や両立支援の取組の「見える化」と先進事例の情報共有  
⇒次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定促進
- ・表彰やくるみんマーク普及によるインセンティブ付与

## V 施策の推進体制等

#### ○国の推進体制

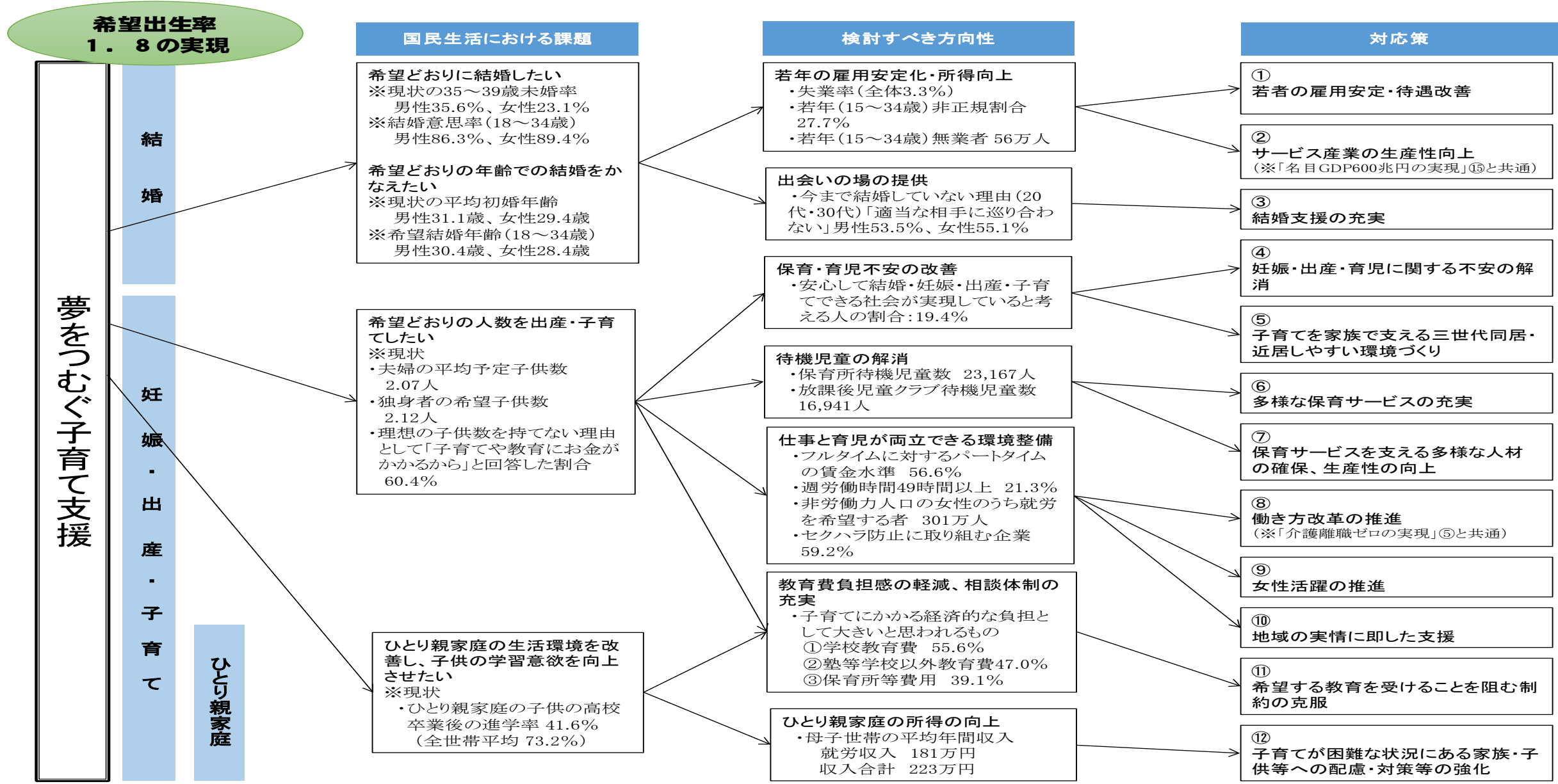
- ・内閣総理大臣を長とする「少子化社会対策会議」を中心に、「まち・ひと・しごと創生本部」と連携しつつ、政府一体で推進

#### ○施策の検証・評価

- ・数値目標を設定
- ・自治体・企業も対象とする検証評価の方策を検討

#### ○大綱の見直し

- ・おおむね5年後を目途に見直し



- 保育利用率(利用児童数/就学前児童数)は年々上昇している一方、待機児童が2万人を上回る水準で推移している。

## 待機児童数及び保育利用率の推移



## 待機児童解消に向けた保育の受け皿拡大

◆平成25年4月に「待機児童解消加速化プラン」を策定し、平成25年度から平成29年度末までの5年間で新たに**50万人分**の保育の受け皿を確保し、待機児童解消を図ることとしている。

※ 今後、25～44歳の女性の就業が更に進むことを念頭に、平成27年11月の「一億総活躍社会実現に向けて緊急に実施すべき対策」に基づき整備目標を前倒し・上積み（**40万人分 ⇒ 50万人分**）。

◆ **各自治体の取組**により、平成25～27年度の3か年で合計**約31.4万人分**の保育の受け皿拡大を達成し、平成29年度までの5年間で合計**約48.3万人分**の保育の受け皿拡大を見込んでいる。

◆ さらに、平成28年度から実施している**企業主導型保育事業**により、**約5万人分**の保育の受け皿拡大を進めていく。

### 「待機児童解消加速化プラン」集計結果(平成28年度)

◇ 「待機児童解消加速化プラン」集計結果(平成28年度)

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	5か年合計
72,430人	147,233人	94,585人	109,584人	59,963人	<b>483,795人</b>
(計 314,248人)			(計 169,547人)		

### 受け皿確保に向けた取組

○平成28年度補正予算(平成29年度に予定していた**3.9万人分**のうち**2万人分**の整備を前倒し)

○平成29年度当初予算(前倒し分を除いた必要となる保育の受け皿に対応した予算を要求)

- ▶ 0歳児期の育児休業終了後の「入園予約制」の導入支援
- ▶ 3歳以上に特化した拠点保育園に3歳未満対象の「サテライト型小規模保育事業所」の設置支援
- ▶ 保護者のニーズをかなえる保育コンシェルジュの展開
- ▶ 保育園等の設置の際に地域住民との合意形成等を進める「地域連携コーディネーター」の機能強化

### 1・2歳児の保育所等利用率の推移

(平成26年4月) (平成28年4月) (平成29年度末)  
**1、2歳児** : **35.1% → 41.1% → 48.0%**  
 (平成29年度末) 50万人分確保時の利用率

<【参考】女性の就業率：70.8%(2014年) → 77%(2020年)>

(注)利用率：利用児童数 ÷ 就学前児童数

平成26年4月の利用率は小規模保育事業等を含んでいない。

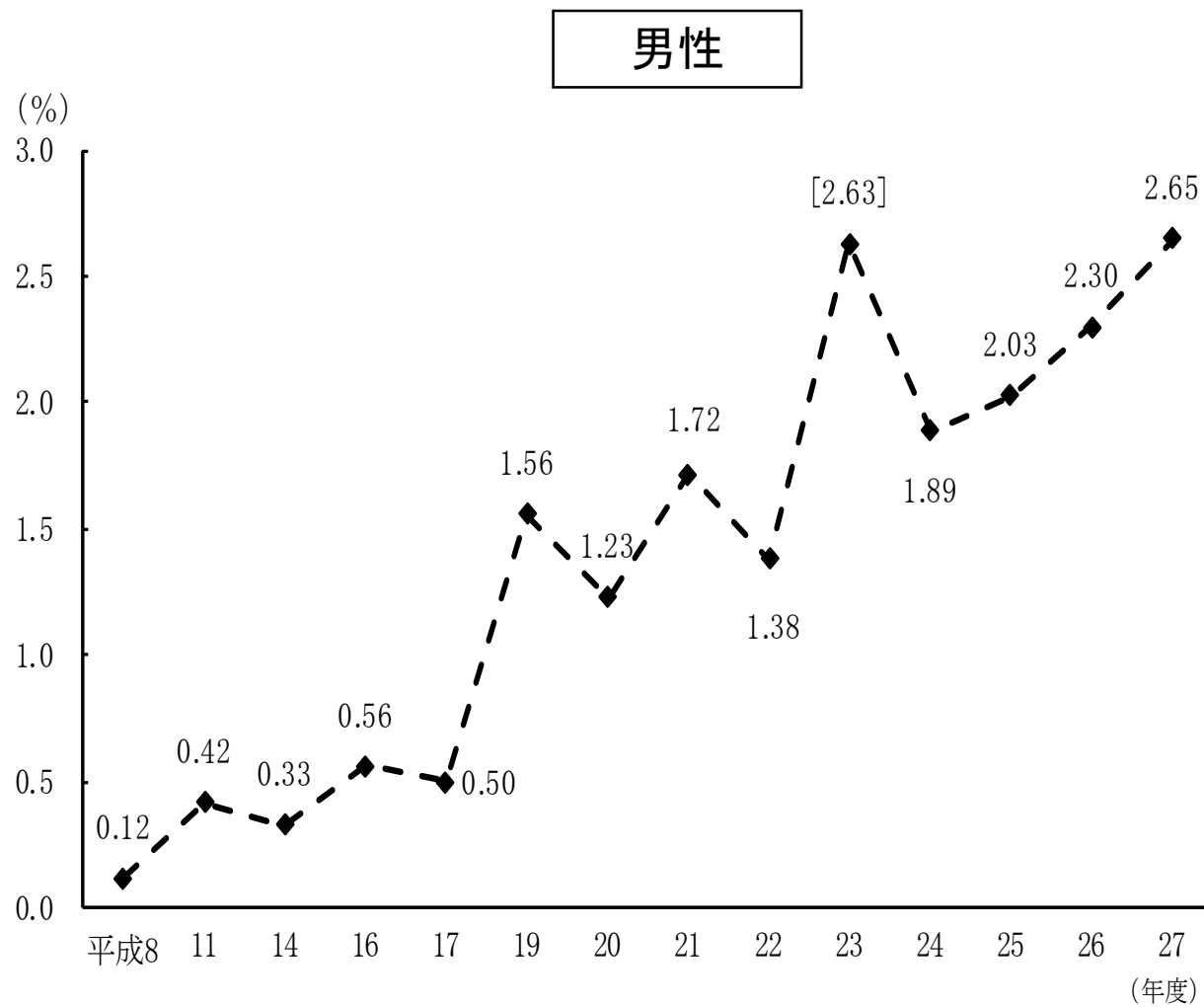
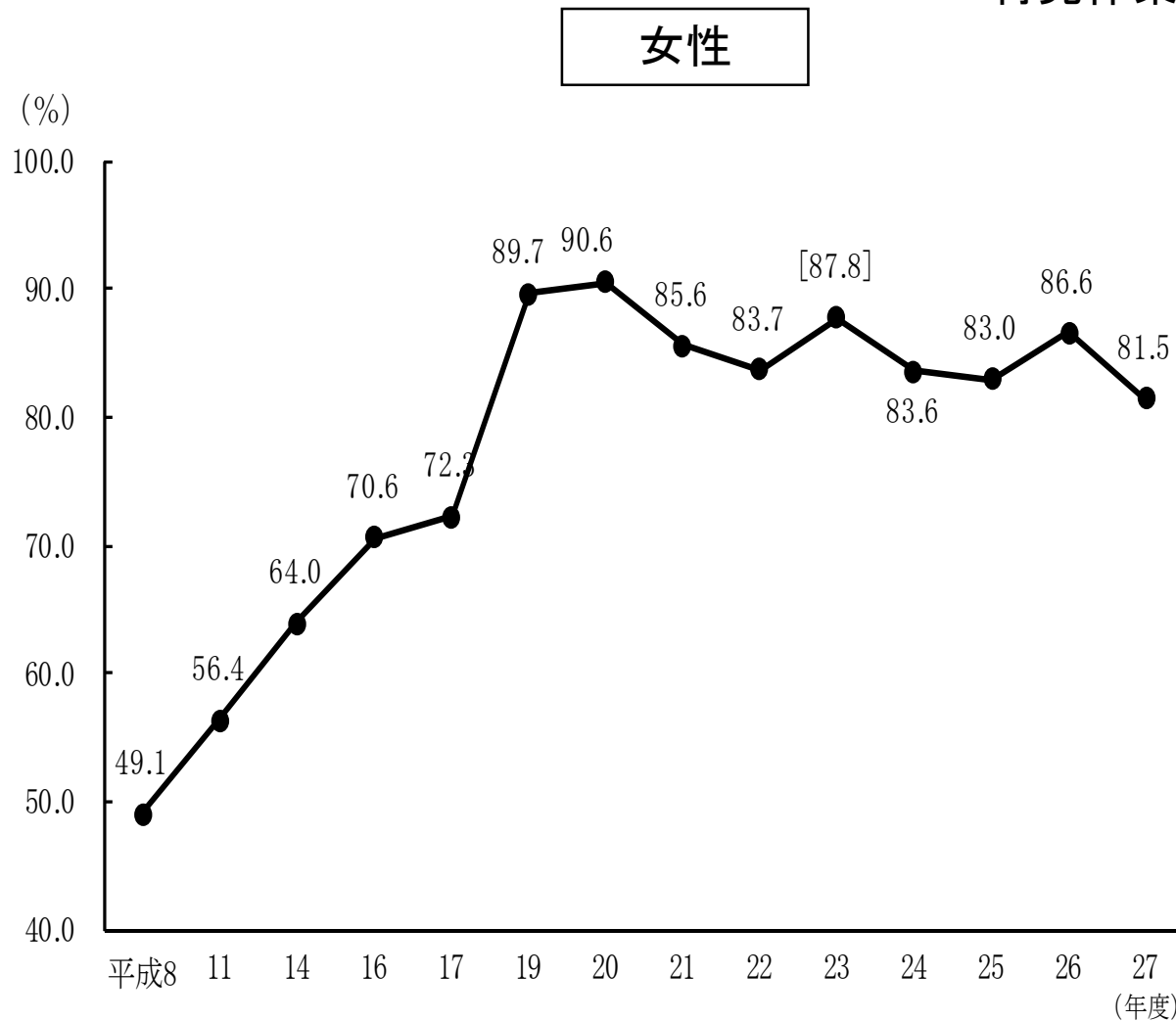
### <待機児童解消加速化プランの全体像>



# 子育て支援策

■ 育児休業取得率を見ると、女性は80%台、男性は2%台で推移している。

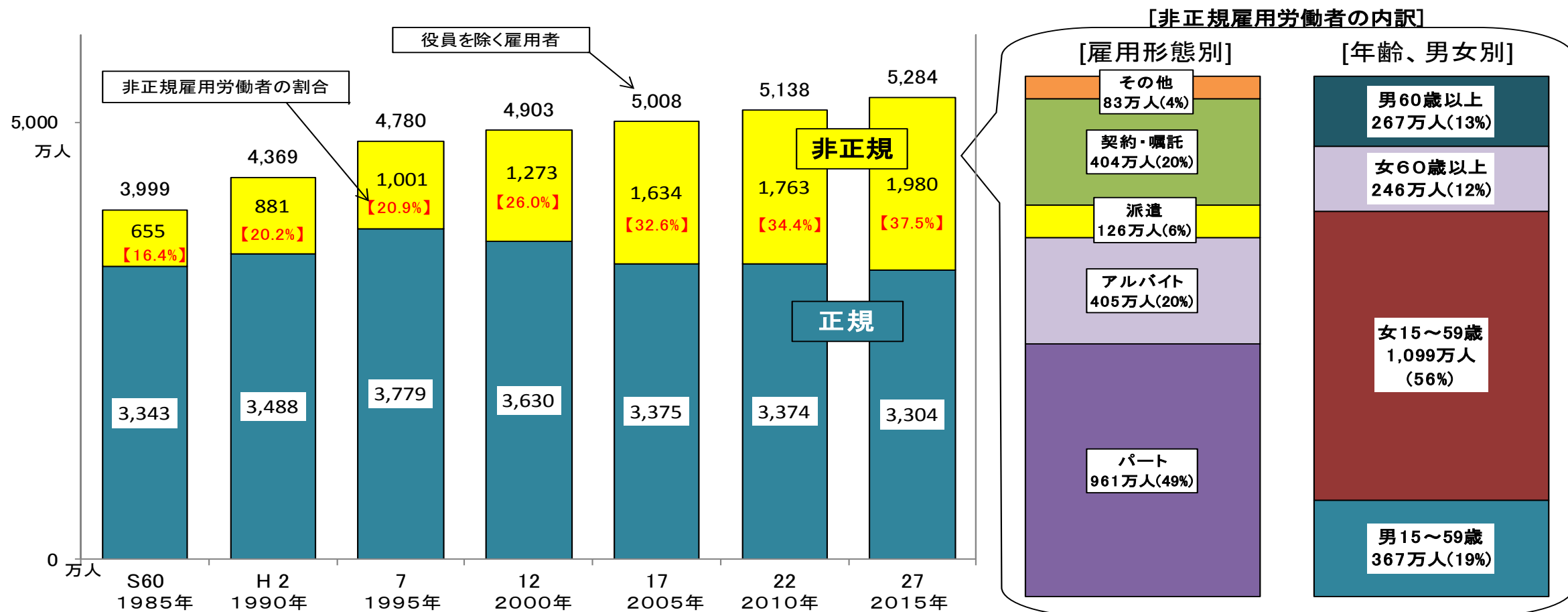
## 育児休業取得率の推移



(注)平成23年度の〔 〕内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果  
(出所)平成27年度雇用均等基本調査

# 非正規雇用労働者の推移

- 非正規雇用は、緩やかに増加（役員を除く雇用者全体の37.5%、平成27年平均）。  
なお、直近（平成28年1月現在）では、2,037万人（38.9%）。
- 正規雇用は、平成26年までの間に緩やかに減少していたが、平成27年は8年ぶりに対前年比で増加に転じた。



(資料出所) 平成11年までは総務省「労働力調査(特別調査)」(2月調査)長期時系列表9、平成16年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)長期時系列表10

(注)1) 平成17年、平成22年の数値は、平成22年国勢調査の確定人口に基づく推計人口(新基準)に切替え集計した値。

2) 雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。

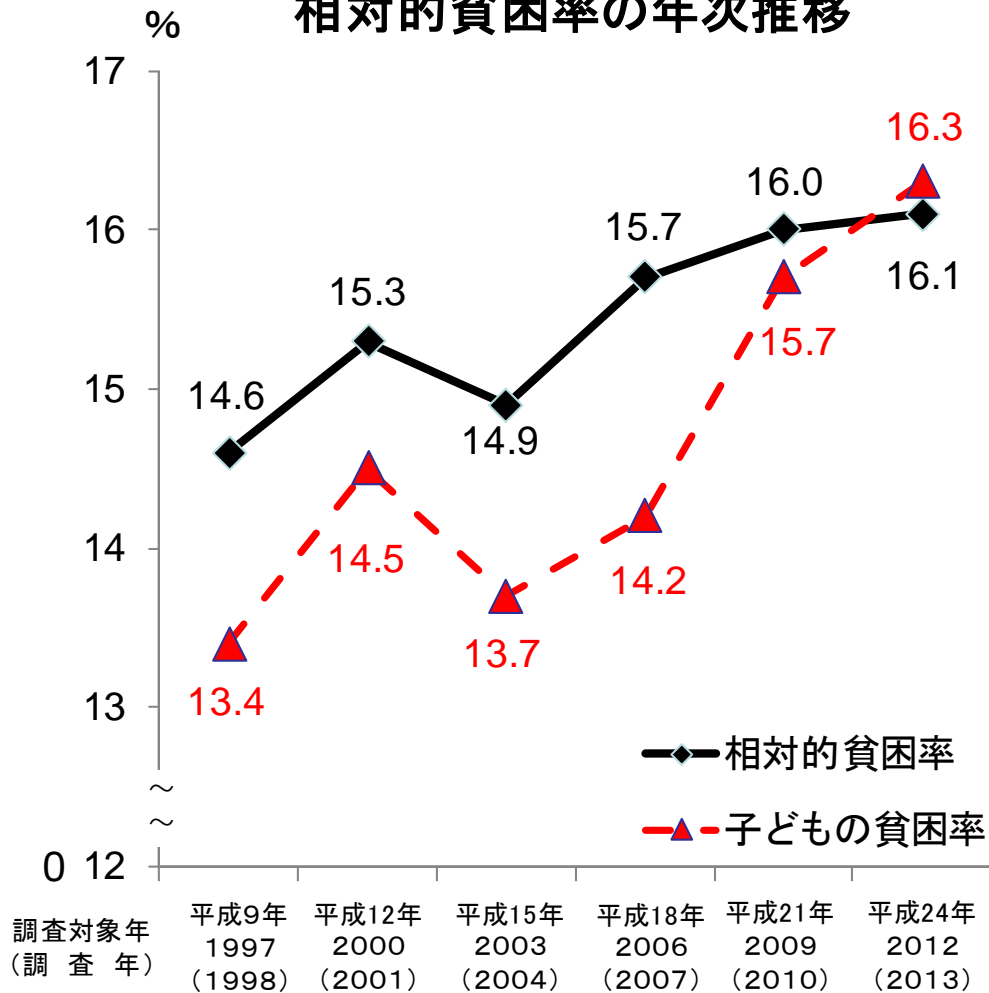
3) 非正規雇用労働者の割合は、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の合計に占める割合



# 相対的貧困率の推移と国際比較

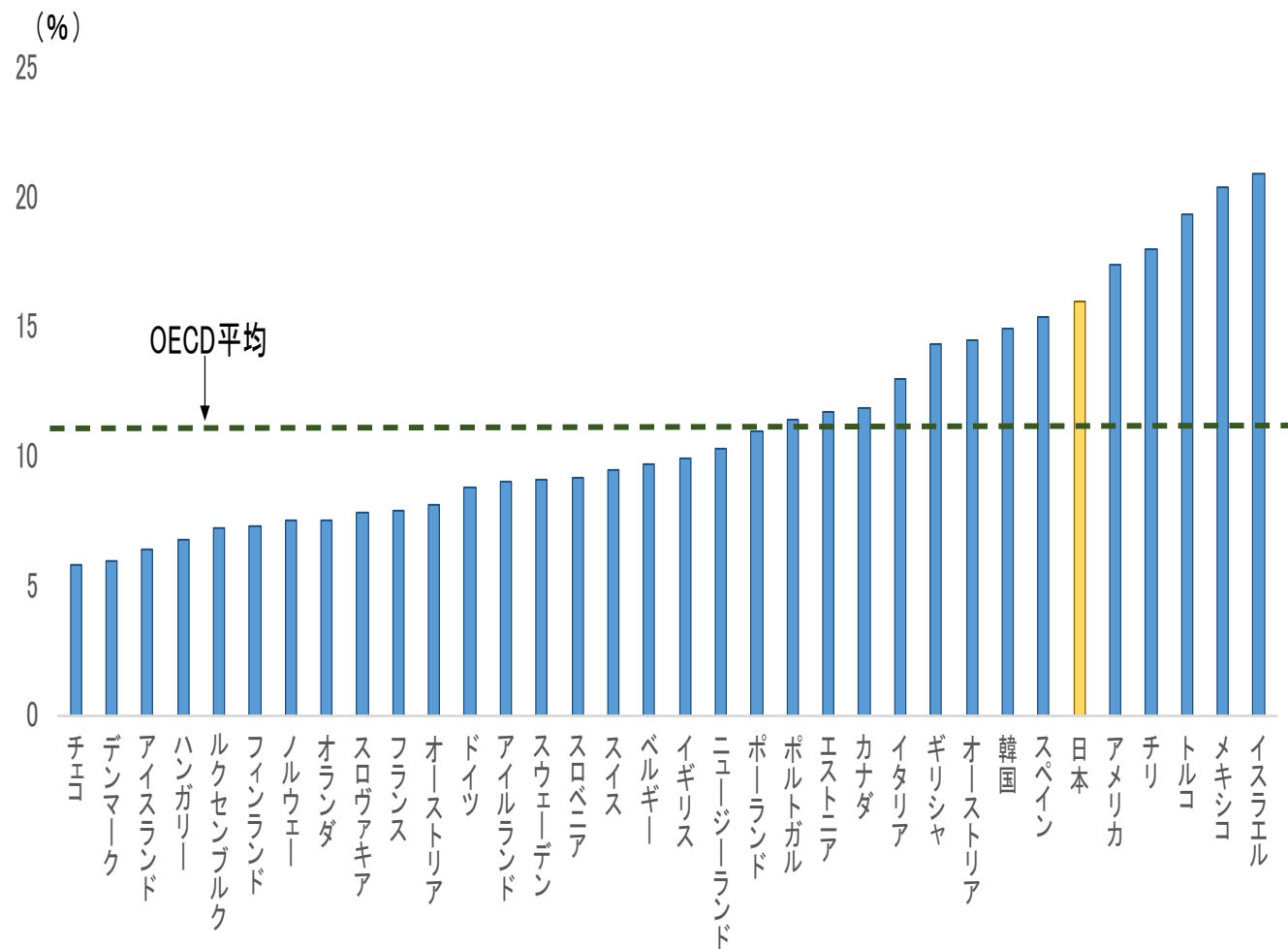
- 平成25年国民生活基礎調査によると、平成24年の相対的貧困率は16.1%、子どもの貧困率16.3%となっている。
- 日本の相対的貧困率は、OECD平均を上回る。

## 相対的貧困率の年次推移



資料:「平成25年国民生活基礎調査」

## 相対的貧困率の国際比較(2010年)

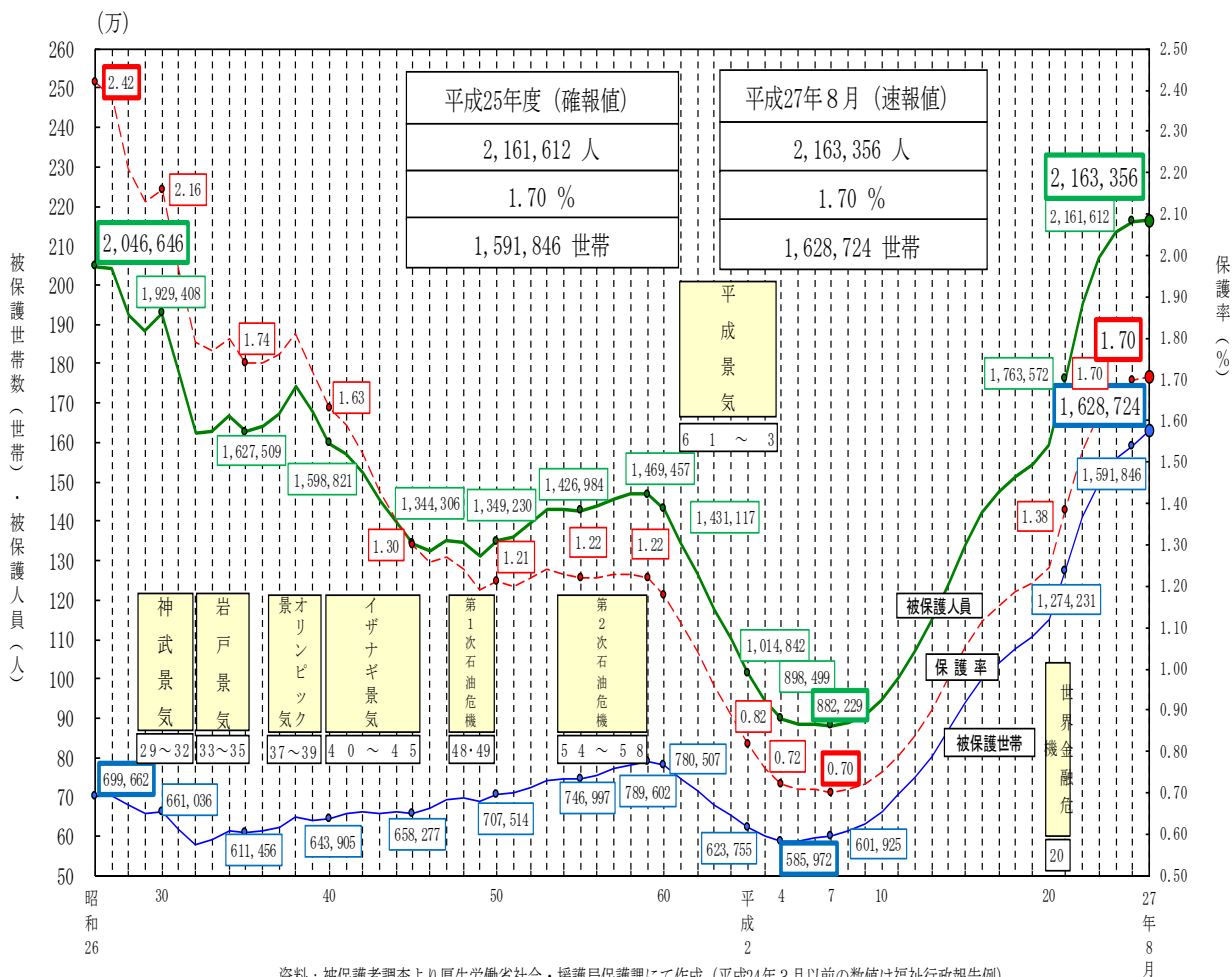


OECD (2014) Family database "Child poverty", ハンガリー、アイルランド、日本、ニュージーランド、スイス、トルコの数値は2009年、チリの数値は2011年

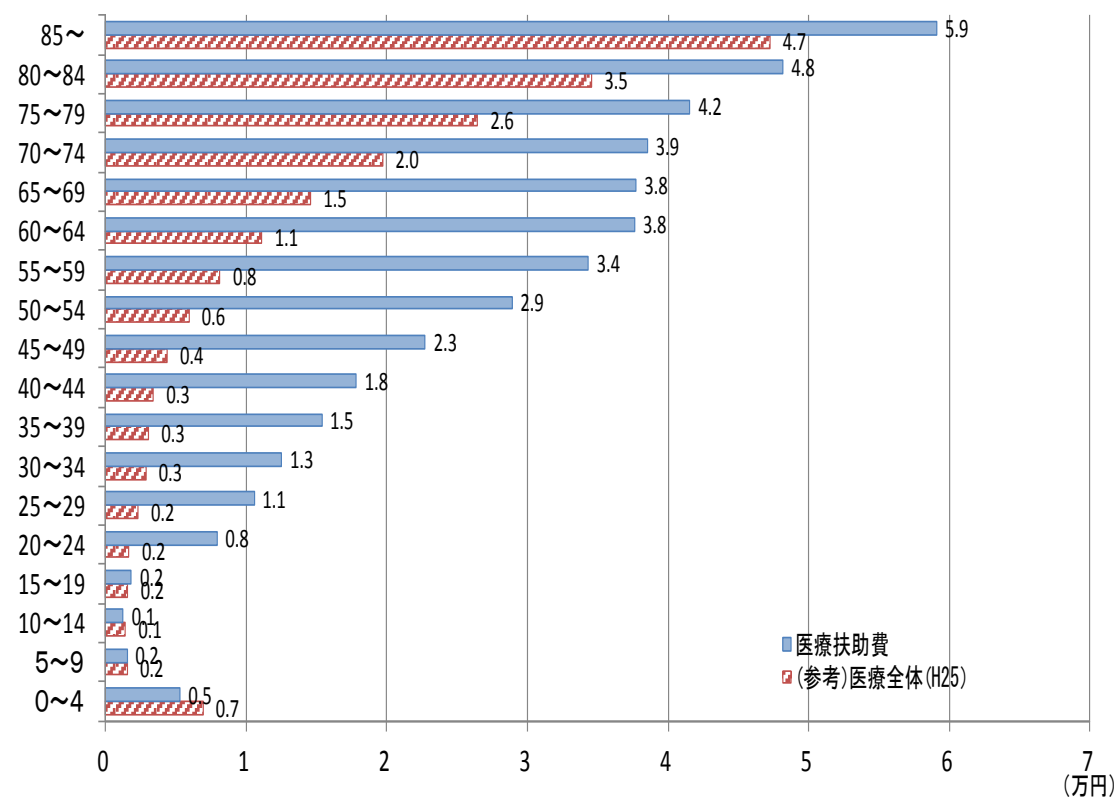
# 生活保護の状況、生活困窮者自立支援制度等

- 生活保護受給者数は約216万人であり、平成23年に過去最高を更新して以降増加傾向が続いている。
- 年齢階級別に入院に係る1人当たり医療扶助費(月額)をみると、20歳未満については医療全体とほぼ同水準であるが、20歳以上については医療全体よりも高い水準となっている。

## 被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移



## 年齢階級別 被保護者1人当たり医療扶助費(入院・月額) (平成26年6月審査分)



注：医療全体は、1人当たり国民医療費(年額)を12で割ったものとしている。  
資料：第62回医療扶助実態調査（平成26年6月審査分）特別集計、平成26年度被保護者調査（年次調査）、平成25年度国民医療費

(出所) 経済・財政一体改革推進委員会第10回社会保障WG 資料6 厚生労働省提出資料抜粋

## 新たな生活困窮者自立支援制度

